

株 主 各 位

鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41

株 式 会 社 マ ル マ エ

代表取締役社長 前 田 俊 一

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、50頁のご案内に従って平成27年11月27日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年11月28日（土曜日）午後3時
2. 場 所 鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41
株式会社マルマエ 本社 「大会議室」
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第28期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）事業
報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト〔<http://www.marumae.com/>〕に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れするリスクが残る中、各種政策の効果もあって、雇用と所得環境では改善傾向が続きました。また、生産や輸出は横ばいとなっているものの、個人消費や設備投資は底堅い動きがみられるなど緩やかな回復基調が続きました。

当社の主な販売分野である半導体業界におきましては、スマートフォン需要が牽引した他、自動車や産業機器等幅広い分野向けに市場は順調に推移しました。F P D業界におきましては、当事業年度前半の設備投資は低調に推移しましたが、後半はスマートフォン向けの中小型液晶パネルからテレビ向けの液晶パネルに関連する設備投資が一斉に始まり回復しました。

このような経済状況のもと、当社は、市場環境が好調を維持する半導体製造装置の顧客内におけるシェア拡大に注力し、需要拡大に合わせて生産設備増強や流動的人材の活用で生産体制の強化を図ることにより売上高は好調に推移しました。F P D分野では、第2四半期までは客先における受注停滞に伴い低迷しましたが、第3四半期より需要拡大に伴い回復しました。その他分野におきましては、新型スマートフォンに関連した製造装置部品及びユニットのリピート受注が続くなど好調を維持しました。損益面では、売上高増加と生産性向上により営業利益は前事業年度を大きく上回りました。なお、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金」により特別利益が15百万円発生しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高が2,124百万円(前期比34.0%増)、営業利益は450百万円(前期比68.3%増)、経常利益は435百万円(前期比70.5%増)、当期純利益は559百万円(前期比85.0%増)となりました。

当事業年度の製品分野別の状況は次のとおりであります。

製品分野	売上高	構成比
半導体製造装置関連部品	1,172百万円	55.2%
F P D製造装置関連部品	575	27.1
その他	376	17.7

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

① 当事業年度中に取得した主要設備

本社	マシニングセンタ 1 台、CNC 旋盤 1 台
関東事業所	マシニングセンタ 1 台、NC 旋盤 1 台

② 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、事業再生 ADR 手続に基づく事業再生計画の終結に向けてのリファイナンス資金及び A 種優先株式の取得資金として、金融機関より長期借入金 1,349 百万円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、中期事業計画の中で以下に対処すべき課題と捉えております。

① 市場変動

当社の属する半導体と FPD の市場は景気変動に伴い大幅な需要の変動が起きます。これらの変動に対応するために、新分野の拡大を行うとともに固定費の抑制を主な対応策としております。新分野の拡大につきましては、通常の営業活動に加え、M&A も積極的に進める方針です。また、固定費の抑制につきましては、需要の変動に対応するため、協力企業の育成と活用を行うことと、社内業務の切り分けと定型化を進め、期間契約社員や派遣社員の比率を高める方針です。

② 競争の激化と受注価格低下

当社の属する業界は中小の同業社が多く、競争が厳しくなっています。参入障壁の低い案件は競争から価格は低下します。そのような業界の中で、当社は参入障壁の高い真空パーツへ取り組み受注拡大を狙い、また、独創的な加工手法や徹底的に行う生産性改善手法によりコスト低減を続け、市場価格の低下に先回りした対応をしております。しかしながら、保有する技術の陳腐化が進むことから今後も継続的に技術開発を行う必要があります。そのため、当社においては R & D の強化と人材育成に注力する方針です。

③「人」に対する取り組み

当社は、人の持つ技術力や営業力が最も重要な強みであるため、強みを持つ人材の安定化と育成が重要な課題となっております。しかしながら、継続的に改善が進みながらも、高い能力を持つ人材に頼る部分が多く、時間外労働や休日出勤の偏りが生じております。また、人事考課制度につきましても改善の余地があると判断しております。このような状況から、給与制度を含む人事制度を改革することに加えて、勤務体系を変更することで負担を減らし、社員満足度の向上で人材の安定化を図り、長期的な人材育成プランを実現していく方針です。

④M&Aスキームの構築

当社は、新規分野の拡大や生産力の確保などの目的でM&Aを積極的に進める方針を持っておりますが、対象とする会社に未上場企業が想定されることから、当該会社の連結ないし営業譲受のスキーム構築が課題となっております。

これは、一般的に中小規模の未上場企業において内部統制システムが構築されていないことや製造原価の把握が貧弱である場合があります。そのような企業に対し画一的な内部統制の構築や製造原価の把握を強いることは、場合によっては企業風土の破壊や生産性に悪影響を及ぼすことが懸念されます。管理体制の貧弱な企業に対して、どのような管理システムを構築するのか、また、企業風土と収益構造を維持したままでの製造原価把握システムの構築は、今後の中小製造業のM&Aにおいては重要な課題です。これらの課題に対して具体的な案件を進めながら、可能な限り汎用的スキームを構築していく方針です。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 25 期 (平成24年 8 月期)	第 26 期 (平成25年 8 月期)	第 27 期 (平成26年 8 月期)	第 28 期 (当事業年度) (平成27年 8 月期)
売 上 高 (百万円)	1,103	1,162	1,585	2,124
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△62	81	302	559
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△12.01	15.64	57.80	106.32
総 資 産 (百万円)	1,775	1,660	1,765	2,188
純 資 産 (百万円)	11	93	396	715
1株当たり純資産額 (円)	△44.77	△29.12	28.68	135.80

(注) 当社は、平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成27年8月31日現在）

当社の事業の内容は、半導体及びF P D等の製造装置を構成している真空部品を製造する精密切削加工事業であります。

当社では、主に下記用途及び特徴の製品を製造装置メーカーから受注しております。

区分	主要製品
半 導 体 分 野	用途：半導体製造装置及び検査装置を構成する真空部品。 特徴：半導体関連製造装置の真空部品は、製造装置及び検査装置を構成する部品の中でも形状が複雑で非常に歪み易い部品、微細な傷さえも許容されない高品位な部品、高い平面度が要求されるアルミ他多種金属部品です。
F P D 分 野	用途：液晶及びプラズマディスプレイパネル製造装置及び検査装置を構成する真空部品とその組み立て。 特徴：チャンバーと呼ばれる耐真空容器や電極と呼ばれるチャンパー内蔵物を製造しています。これらの真空部品は部品サイズが大きく、形状が複雑で非常に歪み易く、かつ厳しい平面度が要求されるアルミ製部品です。
そ の 他	用途：太陽電池製造装置を構成する部品、オートバイのレース用部品、発電所用タービンプレード、光学分野（カメラ・顕微鏡）・医療装置などの産業用装置部品、水質浄化装置部品など。 特徴：各分野の最終製品を構成する部品の中でも、複雑な形状や高い平面度が必要であるなど歪みの少なさが要求される部品、あるいは溶接や表面処理を含む多工程が必要な部品などで、アルミ他各種金属製の部品です。

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年 8 月31日現在）

本 社	鹿児島県出水市
関 東 事 業 所	埼玉県朝霞市

(9) 従業員の状況（平成27年 8 月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
74 (37) 名	6名増 (17名増)	36.2歳	6.1年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成27年 8 月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 鹿 児 島 銀 行	695百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	430
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	150

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役に関する事項（平成27年8月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	前田 俊一	製造部担当
専務取締役	山元 弘	品質管理部担当
取締役	海崎 功太	営業部及び関東事業所担当
取締役	藤山 敏久	管理部担当
常勤監査役	兒島 吉二	
監査役	寺畑 幸雄	寺畑幸雄税理士事務所 所長
監査役	梶 智和	かこい司法書士事務所 所長

- (注) 1. 監査役寺畑幸雄、梶智和の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役寺畑幸雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役梶智和氏は、司法書士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は監査役寺畑幸雄、梶智和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役大道卓氏は、平成26年11月29日をもって辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	4名 (-)	55百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役分)	4 (3)	7 (3)
合計 (うち社外役員分)	8 (3)	62 (3)

- (注) 1. 上記には、平成26年11月29日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年9月2日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成16年9月2日開催の臨時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役寺畑幸雄氏及び監査役梶智和氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、360万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(4) 社外役員に関する事項

①監査役 寺畑 幸雄

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役寺畑幸雄氏は、寺畑幸雄税理士事務所の所長であります。なお、当社は同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会24回開催 うち24回出席

監査役会15回開催 うち15回出席

また、税理士の立場から適宜発言を行っております。

②監査役 梶 智和

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役梶智和氏は、かこい司法書士事務所の所長であります。なお、当社は同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会20回開催 うち20回出席

監査役会 9 回開催 うち 9 回出席

また、司法書士の立場から適宜発言を行っております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことの有益性を認識しており、これまでも適任者を探しておりましたが、確保することができず、現在に至っております。

このような状況のもと、当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された監査等委員会設置会社制度が、当社にとって最も相応しい機関設計であると判断し、平成27年9月12日開催の取締役会で監査等委員会設置会社制度への移行方針を決議し、そのための議案を平成27年11月28日開催の当社第28期定時株主総会に上程することといたしました。

監査等委員会設置会社制度は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を高めるものであり、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会計監査人がその契約の履行に伴い当社が損害を被った場合、悪意又は重大な過失があったときを除き、法令が規定する額をもって損害賠償責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

〔会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号〕

企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

イ、取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。

ロ、監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。

ハ、経営会議は定期的に開催し、取締役及び幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。

ニ、内部監査部門である品質管理部は、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

ホ、コンプライアンス体制の維持のため、弁護士及び監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

〔会社法施行規則第100条第1項第1号〕

取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び「稟議規程」、「文書管理規程」、「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

〔会社法施行規則第100条第1項第2号〕

リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事

前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

イ、全社的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行う。

ロ、各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備及び徹底、必要な教育を行う。

ハ、取締役並びに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議のうえ、適切な対策を決定し、実施する。

ニ、内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施する。

ホ、新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。

ヘ、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔会社法施行規則第100条第1項第3号〕

規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

イ、取締役会は中期事業計画及び各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。

ロ、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会及び経営会議で報告する。

ハ、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

〔会社法施行規則第100条第1項第5号〕

現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

〔会社法施行規則第100条第3項第1号〕

監査役と内部監査部門である品質管理部は常に連携できる体制にあるため、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、必要に応じて設置する。

- ⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

〔会社法施行規則第100条第3項第2号〕

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役と協議して行う。

- ⑧監査役による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

〔会社法施行規則第100条第3項第3号〕

前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

- ⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

〔会社法施行規則第100条第3項第4号〕

監査役の取締役会等の重要な会議への出席を、取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とするとともに、監査役への重要な報告を行う体制とする。また、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

- ⑩前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

〔会社法施行規則第100条第3項第5号〕

監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査役は第6項乃至第9項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

- ⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

〔会社法施行規則第100条第3項第6号〕

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

- ⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
〔会社法施行規則第100条第3項第7号〕

「監査役監査基準」において、監査役と内部監査部門である品質管理部が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保する。また、取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況

- ①財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制を整備し、運用しています。

- ②その他業務の適正を確保するために必要な体制

経営及び業務執行の健全かつ適切な運営の強化のためコンプライアンス基本規程や行動規範を定め、教育・研修を定期的 to 実施することで、コンプライアンス意識の周知徹底を図っています。併せてコンプライアンス違反行為等の早期発見と是正を図るために社内外の通報相談窓口を整備し運用しております。

リスク管理につきましては、効果的・効率的に進めるために責任部署による対応を基本とする体制を取っておりますが、その対応状況については、経営会議や取締役会等でフォローを行っています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして位置づけています。

当期におきましては、事業再生計画を終結したことで利益状況等を鑑みて、東京証券取引所マザーズ上場（平成18年12月）以来初めてとなる1株当たり36円の期末配当を実施することといたしました。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、段階的に配当性向の考えを取り入れたいと考えております。なお、中期的な配当性向の目途といたしましては、新中期事業計画の期間中に35%以上に向上することといたします。

貸 借 対 照 表

(平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,234,284	流 動 負 債	333,176
現金及び預金	397,457	買 掛 金	79,519
受 取 手 形	213,468	1年内返済予定の長期借入金	138,996
売 掛 金	254,183	未 払 金	16,641
電子記録債権	106,970	未 払 費 用	55,843
製 品	31,666	未 払 法 人 税 等	6,696
仕 掛 品	123,116	預 り 金	1,402
原 材 料	10,329	前 受 収 益	143
前 払 費 用	8,970	受 注 損 失 引 当 金	2,500
繰延税金資産	88,754	そ の 他	31,433
その他の	1,530	固 定 負 債	1,140,246
貸倒引当金	△2,164	長 期 借 入 金	1,137,507
固 定 資 産	954,504	退 職 給 付 引 当 金	1,111
有形固定資産	913,077	資 産 除 去 債 務	1,628
建物	315,715	負 債 合 計	1,473,423
構築物	9,960	純 資 産 の 部	
機械及び装置	271,676	株 主 資 本	715,364
車両運搬具	6,129	資 本 金	135,850
工具器具及び備品	3,364	資 本 剰 余 金	19,850
土地	289,783	資 本 準 備 金	19,850
建設仮勘定	16,447	利 益 剰 余 金	559,698
無形固定資産	8,436	その他利益剰余金	559,698
ソフトウェア	8,297	繰越利益剰余金	559,698
その他の	139	自 己 株 式	△34
投資その他の資産	32,990	純 資 産 合 計	715,364
投資有価証券	7,000	負 債 純 資 産 合 計	
出 資 金	111	2,188,788	
長期貸付金	615		
破産更生債権等	1,624		
繰延税金資産	24,122		
その他の	133		
貸倒引当金	△615		
資 産 合 計	2,188,788		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成26年 9 月 1 日から
平成27年 8 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,124,341
売 上 原 価		1,468,783
売 上 総 利 益		655,557
販売費及び一般管理費		205,346
営 業 利 益		450,211
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	60	
為 替 差 益	5,766	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,183	7,011
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,019	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△40	
そ の 他 営 業 外 費 用	385	21,364
経 常 利 益		435,858
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	15,000	15,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	881	881
税 引 前 当 期 純 利 益		449,977
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,267	
法 人 税 等 調 整 額	△112,876	△109,609
当 期 純 利 益		559,587

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 株 己 式 株 資 合 主 本 計	資 産 計 合	
		資 準 本 備 金	そ の 資 本 の 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
					繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	133,000	123,000	—	123,000	140,111	140,111	△34	396,077	396,077
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	2,850	2,850		2,850				5,700	5,700
資本準備金の取崩		△106,000	106,000	—				—	—
当 期 純 利 益					559,587	559,587		559,587	559,587
自 己 株 式 の 取 得							△246,000	△246,000	△246,000
自 己 株 式 の 消 却			△106,000	△106,000	△140,000	△140,000	246,000	—	—
事業年度中の変動額 合 計	2,850	△103,150	—	△103,150	419,587	419,587	—	319,287	319,287
当 期 末 残 高	135,850	19,850	—	19,850	559,698	559,698	△34	715,364	715,364

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 製品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・ 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物(附属設備を除く)：定額法

(リース資産を除く)

上記以外：定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～34年

機械及び装置 2年～9年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 追加情報

当社は、平成27年3月14日の取締役会決議により退職金制度を新設いたしました。

退職金制度は退職までに取得したポイントを基準に退職金を算定するポイント制退職金制度であります。これに伴い、退職給付引当金は1,114千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,114千円減少しております。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「未払消費税等」(前事業年度19,341千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、流動負債の「その他」に含めて表示することといたしました。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供されている資産

建物	315,426千円
構築物	9,960
機械及び装置	41,295
土地	289,783
計	656,466

② 上記に対応する担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	108,264千円
長期借入金	876,205
計	984,469

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,797,926千円

(3) 有形固定資産の減損損失累計額 94,467千円

(4) 損失が見込まれる受注に係るたな卸資産には、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

製品	4,872千円
仕掛品	15,994
原材料	170
計	21,037

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式総数に関する項目

(単位：株)

	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式（注） 1	1,854,000	11,400	—	1,865,400
A種優先株式（注） 2	246	—	246	—
合計	1,854,246	11,400	246	1,865,400
自己株式				
普通株式	109,447	—	—	109,447
A種優先株式（注） 2	—	246	246	—
合計	109,447	246	246	109,447

(注) 1. 普通株式の増加は、ストック・オプションの行使による新株発行による増加であります。

2. A種優先株式の発行済株式の減少並びに自己株式の増加及び減少は、平成27年5月29日付でA種優先株式を自己株式として取得し、同日付で消却したことによるものであります。

(2) 配当に関する事項

①配当金の支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年 11月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	63,214	12円	平成27年 8月31日	平成27年 11月30日

(注) 当社は平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりま
す。そのため1株当たり配当額は、株式分割後の額を記載しております。

(3) 当事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 7,200株

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、主に銀行借入により、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握し、リスク低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

長期借入金には主に営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき管理部が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	397,457	397,457	－
(2) 受取手形	213,468	213,468	－
(3) 売掛金	254,183	254,183	－
(4) 電子記録債権	106,970	106,970	－
資産計	972,079	972,079	－
(5) 買掛金	79,519	79,519	－
(6) 未払費用	55,843	55,843	－
(7) 長期借入金※	1,276,503	1,277,795	1,292
負債計	1,411,866	1,413,158	1,292

※長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金138,996千円を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計金額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
繰越欠損金	94,549
減損損失	5,320
たな卸資産評価損	6,900
受注損失引当金	820
貸倒引当金	907
未払賞与	8,528
その他	2,004
繰延税金資産小計	119,030
評価性引当額	△4,553
繰延税金資産合計	114,476
繰延税金負債	
前払固定資産税	867
前払労働保険料	704
その他	28
繰延税金負債合計	1,600
繰延税金資産の純額	112,876

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.8%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.8%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、7,427千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

8. 賃貸等不動産関係に関する注記

当社では、鹿児島県出水市の知識工場（土地を含む。）が遊休状態になっておりましたが、当事業年度より従業員用社宅として活用しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する費用はありません。

また、貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
期首残高	10,541
期中増減額	△10,541
期末残高	－
期末時価	－

(注) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 135円80銭

(2) 1株当たり当期純利益 106円32銭

(注) 当社は、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年10月26日

株式会社マルマエ

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	吉川	秀嗣 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	堤	剣吾 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルマエの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月6日

株 式 会 社 マ ル マ エ	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	兒 島 吉 二 ㊞
社 外 監 査 役	寺 畑 幸 雄 ㊞
社 外 監 査 役	椿 智 和 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、適切な時期に配当による株主の皆様への利益還元に努める方針としてきました。

株主の皆様には、事業再生における債務弁済及び財務体質の改善を図るため、無配とさせていただき、大変ご迷惑をおかけいたしました。平成27年1月末日をもって事業再生計画を終結したと利益状況等を鑑みて、東京証券取引所マザーズ上場（平成18年12月）以来初めてとなる配当を実施いたしたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は63,214,308円となります。

(注) 平成27年9月1日付で株式分割を実施しており、期末配当金は株式分割実施後の1株当たり配当額に換算すると、1株当たり12円に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年11月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

- (2) 当社の今後の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、現行の22,152,000株から22,384,800株に変更するものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第27条（取締役の責任免除）に係る規定を変更するものであります。なお、現行定款第27条に係る規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 当社は、事業再生ADR手続の一環として一部債務の株式化を図り、A種優先株式を発行しておりましたが、平成27年5月29日をもって発行する全株を自己株式として取得し消却しておりますので、A種優先株式に関する規定の削除を行うものであります。

その他、一部字句の修正及び上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) 監査役 <u>3) 監査役会</u> 4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) <u>監査等委員会</u> (削除) 3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,152,000株</u> とする。 <u>2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <u>普通株式22,152,000株</u> <u>A種優先株式600株</u>	第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,384,800株</u> とする。 (削除)
第6条の2 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u>	第6条の2 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。
第6条の3～第9条 (条文省略)	第6条の3～第9条 (現行どおり)
第2章の2 <u>優先株式</u> 第9条の2 <u>(A種優先株式)</u> 当社の発行するA種優先株式(以下「A種株式」という。)の内容は、次の各項に定めるとおりとする。	(削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>1 (A種優先配当金)</u> <u>(1) A種優先配当金</u> <u>当会社は、A種株式について、平成23年8月31日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。</u> <u>当会社は、平成23年9月1日以降の各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。</u> <u>(2) A種優先配当金の額</u> <u>A種優先配当年率は、平成23年9月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</u> <u>A種優先配当年率＝日本円TIBOR(6か月物)+1.50%</u> <u>A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成23年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6か月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。 日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。 (3)非累積条項 ある事業年度においてA種株主またはA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 (4)非参加条項 A種株主またはA種登録株式質権者に対してはA種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 (残余財産の分配)</u> <u>(1)残余財産の分配</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種株主またはA種登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき1,000,000円(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。</u> <u>(2)非参加条項</u> <u>A種株主またはA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</u> <u>3 (議決権)</u> <u>A種株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>4 (種類株主総会における決議)</u> <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>5 (普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>(1)取得請求権の内容</u> <u>A種株主は、平成28年11月1日から平成32年11月1日までの期間(以下「株式対価取得請求期間」という。)中、下記(2)に定める条件で、当会社がA種株式の全部または一部を取得すると引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(2)株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法 株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を本号に定める交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。 イ 交付価額 交付価額は、平成23年7月20日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。ただし、当該金額が27,000円を下回る場合には、交付価額は27,000円とする。 ロ 交付価額の調整 (a)当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。	

現 行 定 款	変 更 案
$\begin{aligned} \text{調整後} &= \frac{\text{調整前} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{交付価額} \times \text{交付価額} \div 1 \text{株当たり時価}} \\ &= \frac{\text{調整前} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{交付価額} \div 1 \text{株当たり時価}} \end{aligned}$ <u>交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u> <u>交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u> <u>交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除したものとする。</u> <u>交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。 (b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (i) 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。))の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。) 調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。 ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。	

現 行 定 款	変 更 案
(iii)取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記(v)において定義される。以下同じ。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。) 調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (iv)普通株式の併合をする場合 調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。 (v)上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(c) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。</u> <u>(i) 当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割または株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。</u> <u>(ii) 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u> <u>(d) 交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。</u> <u>(e) 交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主またはA種登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の交付価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなければならない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
6 (金銭を対価とする取得請求権) (1) 金銭を対価とする取得請求権の内容 A種株主は、当会社に対し、平成28年11月1日以降、毎年11月1日に、A種株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部または一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。 (2) 取得価額 金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。 「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(i)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、ならびに(ii)本第6項または第8項もしくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。また、分配可能計算日における貸借対照表に計上されている現金及び預金の合計額から取得上限額を減じた額が150,000,000円を下回る場合は当該額とし、当該額がマイナスの場合は0円とする。	

現 行 定 款	変 更 案
7 (普通株式を対価とする取得条項) (1) 普通株式を対価とする取得条項の内容 当会社は、平成28年11月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日の到来をもって、A種株式の全部または一部を取得するのと引き換えに、A種株主またはA種登録株式質権者に対して当会社の普通株式を交付することができる(以下「株式対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。 (2) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法 株式対価強制取得に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。 8 (金銭を対価とする取得条項) (1) 金銭を対価とする取得条項の内容 当会社は、平成23年9月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、A種株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主またはA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。	

現 行 定 款	変 更 案
(2)取得価額 <u>金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)</u>とする。	
第3章 株主総会 第10条～第16条 (条文省略)	第3章 株主総会 第10条～第16条 (現行どおり)
第16条の2 (種類株主総会) <u>第11条の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第12条、第13条、第14条第1項及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>	(削除)
第4章 取締役および取締役会 第17条 (員数) 当会社の取締役は、6名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 第17条 (取締役の員数) 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、6名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
第18条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	第18条 (取締役の選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第19条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設) (新設) (新設)	第19条 (取締役の任期) 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該選任のあつた株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
第24条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。	第24条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。
第25条 (条文省略)	第25条 (現行どおり)
第26条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第26条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(新設)	第27条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第27条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第28条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現 行 定 款	変 更 案
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 <u>360万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額</u> <u>のいずれか高い額とする。</u>	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（ <u>業務執行取締役等であるものを除く。</u> ）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役及び監査役会 第28条 （員数） 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除) (削除)
第29条 （選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
第30条 （任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
第31条 （常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
第32条 （監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第33条 (監査役会の議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u>	(削除)
<u>第34条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>第35条 (報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>第36条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(削除)
(新設) (新設)	第5章 監査等委員会 <u>第29条 (監査等委員会の組織)</u> <u>監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。</u> <u>2. 監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u>
(新設)	<u>第30条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第31条 (常勤の監査等委員)</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>第32条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(新設)	<u>第33条 (監査等委員会の議事録)</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
第6章 会計監査人 第37条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第34条 (現行どおり)
第7章 計算 第38条～第41条 (条文省略)	第7章 計算 第35条～第38条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除)</u> 当社は、第28期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(注) 当社は、平成27年7月14日開催の取締役会において、普通株式1株につき3株の株式分割により、当社定款第6条に定める発行可能株式総数につき平成27年9月1日をもって、7,384,000株から22,152,000株に変更する旨決議しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	まえ だ とし かず 前 田 俊 一 (昭和41年11月20日生)	昭和62年4月 マルマエ工業(個人)入社 昭和63年10月 マルマエ工業有限公司(現当社) 設立、取締役 平成13年4月 当社専務取締役 平成15年8月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼製造部長 平成22年12月 当社代表取締役社長兼製造部長 兼管理部長 平成23年6月 当社代表取締役社長兼管理部長 平成23年7月 当社代表取締役社長（現任）	928,700株
2	やま もと ひろし 山 元 弘 (昭和28年7月28日生)	昭和51年4月 株式会社鹿児島銀行入行 平成11年3月 同行吉松支店長 平成13年2月 同行天神馬場支店長 平成15年8月 同行熊本支店長 平成17年6月 同行本店営業部次長 平成18年3月 同行大島支店長 平成20年6月 株式会社鹿児島リース入社 同社取締役営業本部長 平成23年9月 株式会社鹿児島銀行入行 当社出向 当社参与 平成23年11月 当社専務取締役（現任）	一株

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	かい ざき こう た 海 崎 功 太 (昭和48年2月18日生)	平成5年4月 岩崎技研株式会社入社 平成5年12月 株式会社湖東製作所入社 平成11年8月 マルマエ工業有限会社(現当社)入社 平成16年4月 当社営業部長 平成16年10月 当社取締役営業部長 平成17年6月 当社取締役精密加工部長 平成20年11月 当社取締役営業部長 平成21年4月 当社取締役営業部長兼関東事業所長 平成22年4月 当社取締役営業技術部長 平成23年6月 当社取締役営業部長(現任)	3,700株
4	ふじ やま とし ひさ 藤 山 敏 久 (昭和40年6月2日生)	平成元年4月 マグブロス株式会社入社 平成5年3月 株式会社フジヤマ入社 同社取締役 平成6年3月 同社取締役C F 事業部長 平成11年7月 同社取締役F A 事業部長 平成14年4月 同社代表取締役副社長 平成16年11月 当社取締役 平成17年6月 当社取締役経営企画室長 平成23年7月 当社取締役管理部長(現任)	1,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の当社における担当は、上記のほか事業報告8頁に記載のとおりであります。
3. 前田俊一氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	こ じ ま よ し つぐ 児 島 吉 二 (昭和22年4月10日生)	昭和41年4月 日本バルブ流通株式会社入社 昭和43年1月 南海旭株式会社入社 平成6年10月 出水紡績株式会社入社 平成16年9月 当社入社 平成16年10月 当社管理部経理課長 平成25年11月 当社監査役（現任）	900株
2	て ら は た ゆ き お 寺 畑 幸 雄 (昭和29年12月26日生)	昭和48年4月 東京国税局入局 昭和57年7月 同局国税調査官 平成5年1月 同局上席国税調査官 平成5年7月 熊本国税局上席国税調査官 平成15年8月 税理士登録 寺畑幸雄税理士事務所 所長 (現任) 平成17年8月 当社監査役（現任）	2,100株
3	か こ い と も かず 梶 智 和 (昭和57年6月26日生)	平成15年4月 株式会社大東牧場入社 平成16年6月 梶園芸入社 平成21年4月 馬見塚太司法書士事務所入所 平成21年5月 司法書士登録 平成21年10月 かこい司法書士事務所 所長 (現任) 平成26年11月 当社監査役（現任）	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 寺畑幸雄及び梶智和の両氏は、社外取締役候補者であります。社外取締役候補者とした理由は以下のとおりです。

(1) 寺畑幸雄氏につきましては、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、寺畑幸雄氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって10年3

ヶ月であります。当社は、寺畑幸雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて寺畑幸雄氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

- (2) 梶智和氏につきましては、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、司法書士として培われた専門的な知識・経験を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、梶智和氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。当社は、梶智和氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて梶智和氏を独立役員（社外取締役）として届け出ることを予定しております。

3. 当社と寺畑幸雄及び梶智和の両氏は、現行定款第36条に基づき社外監査役として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。第2号議案「定款一部変更の件」及び兒島吉二、寺畑幸雄及び梶智和の各氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は、各氏との間で、当該契約と同等の内容の契約（ただし、損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。）を、各氏を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）として新たに締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、平成16年9月2日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額1億円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきお諮りするものです。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額3千万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきお諮りするものです。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

書面またはインターネットによる議決権行使のご案内

議決権を書面またはインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、平成27年11月27日（金曜日）午後5時30分までに行使してください。すようお願い申し上げます。

記

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。（議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。）
- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成27年11月27日（金曜日）午後5時30分まで受付いたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

<インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について>

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (3) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降を使用できること。
- (4) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0以降またはAdobe® Reader® Ver. 6.0以降を使用できること。
- (5) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用すること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™および Adobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行㈱代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

[電 話] : 0120-707-743（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後9時まで（土・日・祝日も受付）

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：鹿児島県出水市高尾野町大久保3816番41

株式会社マルマエ 本社 「大会議室」

電話：0996-64-2862（代表）



交通のご案内

●鉄道

九州新幹線「出水駅」よりタクシーで約15分
肥薩おれんじ鉄道「高尾野駅」よりタクシーで約5分

●航空

鹿児島空港より九州新幹線「出水駅」まで空港リムジンバスで83分

●自動車

国道3号線・国道328号線・県道374号線・国道504号線